

松戸市都市公園基金条例の制定について

松戸市都市公園基金条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市都市公園基金を設置することにより、寄附金を活用して都市公園の改修その他の整備及び管理を行い、もって都市公園の充実に資するため。

松戸市都市公園基金条例

(設置)

第1条 都市公園の改修その他の整備及び管理を行い、もって都市公園の充実に資するため、松戸市都市公園基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置目的の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。